数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 3,132 ＋ C × 144,606 ＋ D × 105）／（471,000 × A）

［略］

［6・7　略］

［1　略］

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B × 4,816 ／ A × 1.74

算式の符号

［略］

B　当該市町村が語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のため採用した外国青年の数並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の数の合計数として総務大臣が調査した数

十四　地域振興費　人口

［2～4　略］

5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇八〇を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇七七を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九八を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・三〇七を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数及び当該測定単位に

数を四捨五入する。）とする。

算式

（B × 3,132 ＋ C × 137,894 ＋ D × 105）／（471,000 × A）

［同左］

［6・7　同上］

［1　同上］

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B × 4,816 ／ A × 1.74

算式の符号

［同左］

B　当該市町村が語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のため採用した外国青年の数及び外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員の数の合計数として総務大臣が調査した数

十四　地域振興費　人口

［2～4　同上］

5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一一一を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一一五を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・二八七を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇〇を控除した数及び当該測定単位に